

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和2年7月22日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 上下水道課の令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 令和2年5月8日から令和2年5月27日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
○現金受払簿について、一部記載漏れ及び記載誤りが見受けられ、受入額・支出額・残高の記載の仕方について改善すべき点が見受けられることから、関係例規に基づき、適正な事務処理に努めること。	○例規等に基づき適正な事務を行うよう指導し、事務のチェック体制を再度確認しました。現金受払簿については令和元年度までとなり、令和2年度より、水道事業で提出していた現金整理引継簿に統合いたします。